(案)

長崎南部国有林の地域別の森林計画書 変更計画

[令和3年12月変更]

(長崎南部森林計画区)

自 令和3年 4月1日 至 令和13年3月31日

計画期間

変更する理由

全国森林計画(令和3年6月15日閣議決定)に即し、林産物の搬出方法を追加し、立木の伐採(主伐)の標準的な方法及び計画量等について変更するものである。

なお、本変更計画の効力は、令和4年4月1日より生じる。

Ⅱ 計画事項

第3	森林の整備に関する事項	3
1	森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)	3
(1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法	3
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	3
(3	3) 林産物の搬出方法等	3
第5	計画量等	3
1	間伐立木材積その他の伐採立木材積	3
2	間伐面積	3
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	3

II 計画事項

Ⅱ 計画事項

第3 森林の整備に関する事項

- 1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)
- (1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

<u>伐採については、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月1</u>6日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえて行うこととし、第2の1に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項によるほか、次に掲げる基準による。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1)~(2) (略)

(3) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出については、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえて行う。

<u>イ</u> 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法 該当なし

第5 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積:千㎡

区分		総数			主伐			間伐	
区分	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	473	327	147	123	85	38	350	242	109
うち前半5年分	231	159	72	58	40	18	173	119	54

注 総数と内訳の合計は、四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

2 間伐面積

単位 面積:ha

区 分	間伐面積
総数	6, 131
うち前半5年分	3,030

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積:ha

区 分	人工造林	天然更新
総 数 261		6
うち前半5年分	128	3

持続的伐採可能量の計算要領

1 計算の対象

主伐(皆伐)材積の上限の目安の計算対象は、将来にわたって育成単層林を維持 すべき森林で、皆伐作業を行う人工林とし、具体的には下記に掲げる森林とする。

- (1)水源涵養機能維持増進森林のうち、他の公益的機能別施業森林と重複していない森林
- (2)公益的機能別施業森林以外の森林のうち、木材等生産機能維持増進森林である森 林及び官行造林地

(国有林の場合)

- (1)水源涵養機能維持増進森林のうち、他の公益的機能別施業森林と重複していない森林(水源涵養タイプ)のうち、育成単層林施業へ導くための施業を推進する人工林
- (2)官行造林地
- 2 計算に必要な資料
 - (1)計画区内の計算の対象となる森林の立木材積(森林簿等から求める)
 - (2) 市町村森林整備計画における公益的機能別施業森林等ごとの面積
 - (国有林においては、国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林等 ごとの面積及び官行造林地の面積)
 - (3) 樹種別の森林面積
 - (4)地域における樹種ごとの標準伐期齢

(国有林の場合)

- (1)計画区内の計算の対象となる森林の立木材積(森林調査簿等から求める)
- (2) 施業群別の森林面積(複層林施業群、天然林その他施業群を除く)
- (3) 樹種別の森林面積
- (4)地域における樹種毎の標準伐期齢
- ※標準伐期齢が設定されていない樹種については、近隣計画区の標準伐期齢等を参考に設定する。

3 計算方法

(1)主伐(皆伐)上限量の目安の計算は、次により行う。

【主伐(皆伐)上限量の目安の計算式(年間)】

E = Zw + (Vw - Vn) / Ta

E: 伐採(皆伐) 材積の目安

Ta:更新期間

Zw:対象森林の期首時の年間成長量 Vw:対象森林の期首時の立木材積

Vn:基準立木材積

(対象森林が伐期齢に達した場合の立木材積の1/2)

なお、Ta は対象森林につき定められている伐期齢が同一である森林の面積に当該 伐期齢を乗じて得た数値の総和を対象森林の面積で除して得た数値

また、Vn は対象森林と同一の樹種の単層林が伐期齢に達しているものとして算出 される当該単層林の立木の材積の2分の1に相当する材積

上記の伐期齢とは、市町村森林整備計画等において、公益的機能別施業森林等における施業の方法として定める伐期齢をいう。

配布した計算ファイルでは、Vnを算出する手順は次とおり。

- ① 当該樹種の伐期齢の齢級に該当する面積と蓄積をもとに伐期齢時の ha 当たり 蓄積を算出
- ② 算出した ha 当たり蓄積に当該樹種の全面積を乗じ、当該樹種の森林が伐期齢に達した場合の立木材積を算出
- ③ 伐期齢に達した場合の立木材積に 1/2 を乗じて Vn: 基準立木材積を算出
- ※①について、収穫予想表等に掲載されている当該樹種の伐期齢時の ha 当たり蓄積を活用することも可能。
- (2) 再造林率に応じた持続的伐採可能量の計算は、次により行う。

【持続的伐採可能量の計算式(年間)】

 $Ea = E \times A$

Ea:持続的伐採可能量

A:再造林率

なお、再造林率は、10~100%までの、例えば10%刻み等で設定し算出すること。 (国有林の場合)

※育成単層林へ導くための施業を行う森林のうち人工林については、再造林率 100%となるため、再造林率に応じた持続的伐採可能量の掲載は不要。 4 各森林計画区における計算結果のとりまとめ 下記の表に記入するなどして取りまとめる。なお、国有林森林計画においては、 第1表のみとする。

第1表

主伐(皆伐)上限量の目安(年間)

主伐	(皆伐)	上限量の目安	(千m³)

第2表

再造林率に応じた持続的伐採可能量(年間)

再造林率(%)	持続的伐採可能量(千㎡)
100	
90	
80	
70	
60	
50	
40	
30	
20	
10	